（略）

（第三面）

低炭素建築物新築等計画

１．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【７．建築物の用途】　（略）

【８．建築物の住戸の数】

戸

【９．工事種別】～【13．非住宅部分の床面積】　（略）

【14．住宅部分の床面積】

		（　床面積　）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】		（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ロ．増築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
	増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
	改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）

【15．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ(1)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）

（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ(2)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）

（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第１号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第10条第１号ロ(2)の基準

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

（略）

（第三面）

低炭素建築物新築等計画

１．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【７．建築物の用途】　（略）

【８．建築物の住戸の数】

建築物全体　　戸

認定申請対象住戸　　戸

【９．工事種別】～【13．非住宅部分の床面積】　（略）

【14．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

１．一次エネルギー消費量に関する基準

□基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

（　　）

２．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

⑴　一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分）

□外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）

冷房期の平均日射熱取得率

□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

（　　）

⑵　非住宅建築物又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分）

□年間熱負荷係数　　ＭＪ／(㎡・年)(基準値　　ＭＪ／(㎡・年))

□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

（　　）

【15．確認の特例】～【17．備考】　（略）